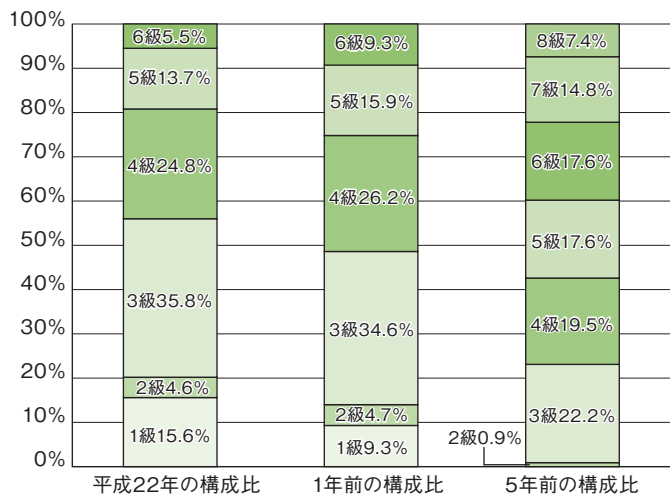


3 一般行政職の級別職員数などの状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成22年4月1日現在）

| 区分 | 標準的な職務内容 | 職員数 | 構成比 |
|----|-------------|-----|-------|
| 6級 | 会計管理者・部長・参与 | 6人 | 5.5% |
| 5級 | 課長・参事・主幹 | 15人 | 13.7% |
| 4級 | 副主幹・主任技術主査 | 27人 | 24.8% |
| 3級 | 主査・技術主査 | 39人 | 35.8% |
| 2級 | 主任・主任技師 | 5人 | 4.6% |
| 1級 | 主事・技師 | 17人 | 15.6% |

(注) 1 笠松町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。
(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

地方公務員法第40条第1項の規定に基づき、部長級を除く全職員の勤務評定を実施しています。

勤務評定基準日:年2回（5月1日、11月1日）

勤務評定の結果に基づき、昇給に反映させています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

| 笠松町 | | 国 |
|--|--|---|
| 1人当たり平均支給額(平成21年度) 1,324千円 | | — |
| (平成21年度支給割合) 期末手当 2.75月分 勤勉手当 (1.5)月分 (0.7)月分 | (平成21年度支給割合) 笠松町と同じ | |
| (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 管理職加算 39,600円～66,400円 役職加算 5%～15% | (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 管理職加算 10%～25% 役職加算 5%～20% | |

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当（平成22年4月1日現在）

| 笠松町 | | 国 |
|---|-------------------------------------|-----------------|
| (支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 | 勤奨・定年 30.55月分 41.34月分 59.28月分 | (支給率) 笠松町と同じ |
| その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算) 1人当たり平均支給額 ※千円 26,226千円 | | |

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成21年度に退職した職員に支給された平均額である。
該当職員が1名の平均支給額欄は、個人情報保護のため※で表示する。

(3) 地域手当 支給なし

(4) 特殊勤務手当（平成22年4月1日現在）

| 支給実績(平成21年度決算) | 534千円 | | |
|---------------------------|----------------------|-----------|--------------|
| 支給職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算) | 177,767円 | | |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合(平成21年度) | 2.29% | | |
| 手当の種類(手当数) | 5種類 | | |
| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 左記職員に対する支給単価 |
| 感染症防疫作業手当 | 感染症防疫作業に従事する職員 | 感染症患者の救護等 | 日額1,000円 |
| 死体取扱手当 | 行路病死者等の死体取扱作業に従事する職員 | 死体取扱作業 | 1回1,000円 |
| 犬・猫等死体取扱手当 | 犬・猫等死体取扱作業に従事する職員 | 死体取扱作業 | 1回300円 |
| 火葬手当 | 死体の火葬作業に従事する職員 | 火葬作業 | 1回1,700円 |
| 火葬手当 | 獣畜死体等の火葬作業に従事する職員 | 火葬作業 | 1回200円 |

(5) 時間外勤務手当

| | |
|---------------------------|----------|
| 支給実績(平成21年度決算) | 22,976千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算) | 261千円 |
| 支給実績(平成20年度決算) | 22,997千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算) | 238千円 |

(6) その他の手当（平成22年4月1日現在）

| 手当名 | 内容及び支給単価 | 国の制度との異同 | 国の制度と異なる内容 | 支給実績(平成21年度決算) | 支給職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算) |
|-------|--|----------|------------|----------------|---------------------------|
| 扶養手当 | 配偶者 月額13,000円 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円 職員に配偶者のない場合、扶養親族のうち1人月額11,000円 16歳から22歳の子 1人につき5,000円加算 | 同じ | | 12,684千円 | 195,138円 |
| 住居手当 | 借家・借間に係る手当 月額12,000円を超える家賃を負担している職員に対して家賃額に対応して支給 月額27,000円以内 | 同じ | | 3,717千円 | 154,863円 |
| 通勤手当 | 交通機関等利用者 運賃相当額 自動車等使用者 2km以上(片道)使用者の距離に対応して支給 月額2,000円～24,500円 | 同じ | | 5,081千円 | 54,634円 |
| 管理職手当 | 課長級以上の管理職員に対して役職に応じて支給 39,600円～58,100円 | 異なる | 支給される金額 | 17,244千円 | 594,621円 |